

# 認可外保育施設の質の確保・向上に向けた取組

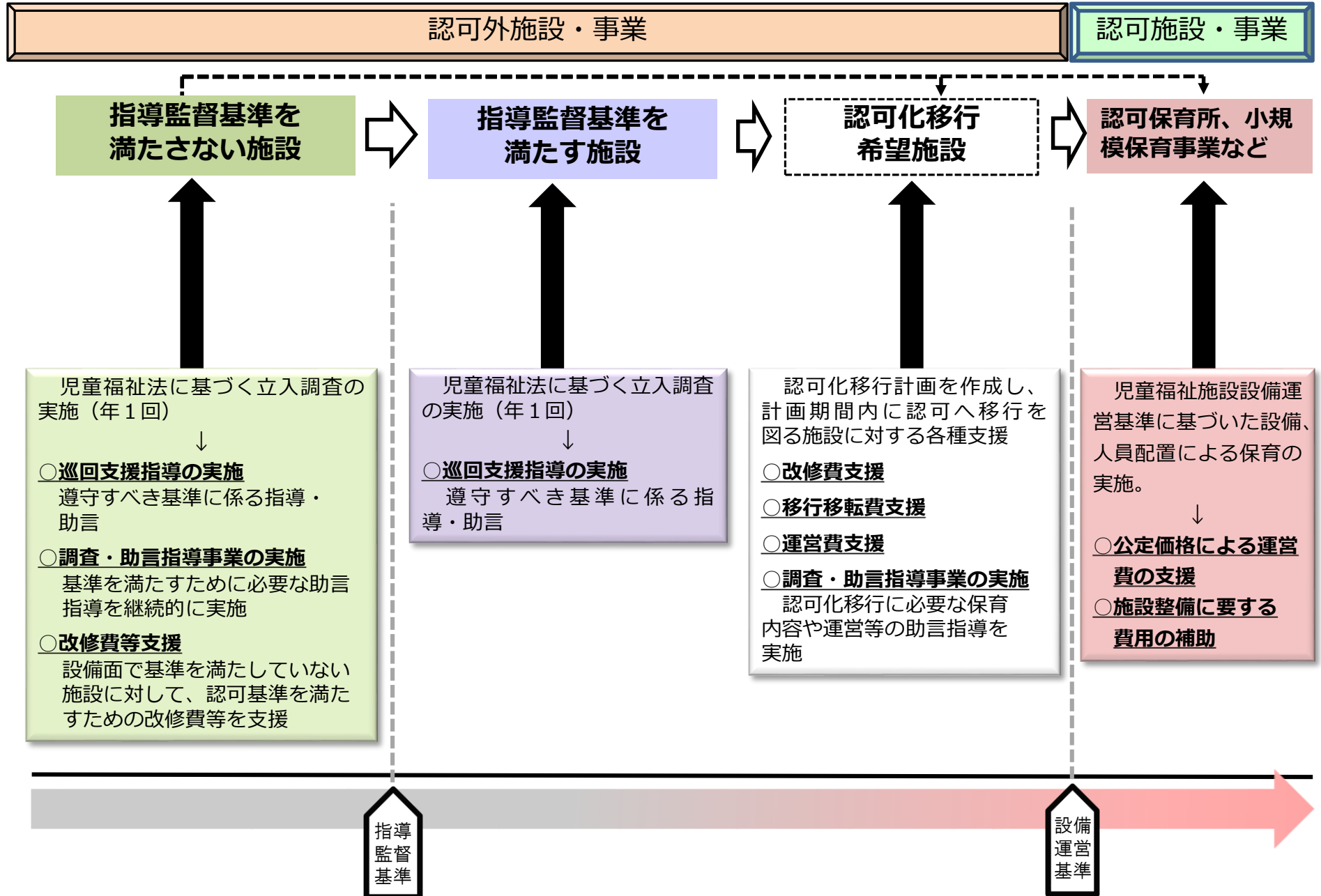
令和3年3月2日

厚生労働省

# 認可外保育施設の指導監督基準等に係る最近の主な改正経緯

- 平成31年 3月 ○児童福祉法施行規則の一部を改正する省令〔平成31年4月1日（一部7月1日）施行〕
- ＜主な内容＞
- ・全ての事業所内保育施設の届出対象化
  - ・利用料変更に係る変更の内容及び理由の掲示を義務づけ
- 令和元年 5月 ○「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」（通知）の一部改正
- ＜主な内容＞
- ・全ての事業所内保育施設の届出対象化
  - ・認可外の居宅訪問型保育事業等に係る保育従事者の資格・研修要件の設定
- 7月 ○社会保障審議会児童部会子どもの預かりサービスの在り方に関する専門委員会議論のとりまとめ  
「認可外の居宅訪問型保育事業の資格・研修受講等に関する基準の創設等について」
- 9月 ○児童福祉法施行規則等の一部を改正する省令〔令和元年9月27日施行〕
- 「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」（通知）の一部改正
- ＜主な内容＞
- ・認可外の居宅訪問型保育事業等における研修受講状況の掲示の義務づけ
  - ・幼稚園併設施設の届出対象化
- 『「認可外保育施設指導監督基準」に定める認可外の居宅訪問型保育事業等における保育に従事する者に関する研修について』（通知）
- ※都道府県知事が同等以上のものと認める研修の基準等は、追って示す予定。
- 10月 幼児教育・保育の無償化施行**
- 令和2年 3月 ○「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」（通知）の一部改正
- ＜主な内容＞
- ・認可外の居宅訪問型保育事業の集団指導
  - ・市町村権限との関係
  - ・地方自治体からの意見を踏まえた対応 等
- 9月 ○「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」（通知）及び「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付について」（通知）の一部改正
- ＜主な内容＞
- ・証明書交付要領の別表（評価基準）を4類型※（適用される基準別）に整理
- ※①1日に保育する乳幼児の数が6人以上の施設・②5人以下の施設・③ベビーシッター（法人）・④ベビーシッター（個人）

# 認可外保育施設に対する質の確保に関する支援の流れ（イメージ）



## 認可を目指す認可外保育施設への支援

### <目 的>

認可外保育施設の認可化移行を支援し、待機児童の解消を図るとともに、子どもを安心して育てることができる体制整備を行う。

### <実施要件等>

- ・ 認可化移行計画（\*1）を策定し、計画期間内（\*2）に移行を図ること。
- ・ 施設設備は、計画期間内に認可基準を満たすこと。
- ・ 職員配置については、認可基準の1/4以上は有資格者とし、比率（1/4、1/3、6割、9割）に応じて補助単価を設定。
  - \*1 施設設備面での課題解決（「認可化移行可能性調査」の実施等）や、保育士人材確保（保育士資格の取得支援等）等を踏まえ策定
  - \*2 地方単独保育施設以外の施設は5年間が上限

### 1. 改修費支援

- ・ 認可基準を満たすために必要な改修費等の補助を行う。（間仕切り、調理室やトイレの設備の改修費、賃借料等）

【補助率】 国1/2（市町村1/4、設置主体1/4）（\*）

\*子育て安心プラン実施計画の採択を受けている等一定の条件を満たす市町村については、国2/3（市町村1/12、設置主体1/4）なる

【補助基準額】 1施設当たり 3, 200万円

### 2. 移行費支援

- ① 認可化移行調査・助言指導事業【補助率】 国1/2
  - ・ 認可保育園等に移行するために障害となっている事由を診断し、移行するための計画書の作成に要する費用を補助する。
 

【補助基準額】 1施設当たり 56.4万円
  - ・ 認可保育園等への移行に必要な保育内容や施設運営等について助言・指導するための費用を補助する。
 

【補助基準額】 1施設当たり 50.4万円
  - ・ 指導監督基準を満たさない認可外保育施設が指導監督基準を満たすために必要な助言指導を継続的に行うための費用を補助する。
 

【補助基準額】 1施設当たり 75.5万円
- ② 認可化移行移転費等支援事業【補助率】 国1/2
  - ・ 現行の施設では、立地場所や敷地面積の制約上、設備運営基準を満たすことができない場合の移転等に必要な費用を補助する。
 

【補助基準額（移転費）】 1施設当たり 120万円

【補助基準額（仮設置費）】 1施設当たり 380万円

### 3. 運営費支援

- ・ 認可保育園等への移行を希望する認可外保育施設に対し、運営費を補助をする。

【補助率】 国1/2（都道府県1/4、市町村1/4）

【補助基準額】

① 運営費補助（児童一人当たり月額）

	基本分単価
4 歳 以 上 児	<u>6.4万円</u>
3 歳 児	<u>7.1万円</u>
1 , 2 歳 児	<u>12.6万円</u>
0 歳 児	<u>19.5万円</u>

+

公定価格に準じた  
各種加算

※ 地域区分20/100、定員40名、基準上必要とされる職員のうち9割が保育士の場合

※ 補助単価は、地域区分、定員区分、配置されている保育士の割合等により異なる。

- ② 保育サポーター加算（基準上必要とされる職員のうち、保育士以外の従事者一人当たり月額）
 

【補助基準額】 14.1万円
- ③ 開設準備費加算（増加定員一人当たり月額）
 

【補助基準額】 0.8万円
- ④ 地方単独保育施設加算（児童一人当たり月額）
 

【補助基準額】 2.0万円

# 認可外保育施設改修費等支援事業

(保育対策総合支援事業費補助金 令和2年度予算：394億円の内数 → 令和3年度予算案：402億円の内数)

## 【事業内容】

- 認可外保育施設について、指導監督基準のうち、職員配置基準は満たしているが設備基準を満たしていない施設に対して、認可保育所等の設備の基準を満たすために必要な改修費や移転費等の費用を補助する。

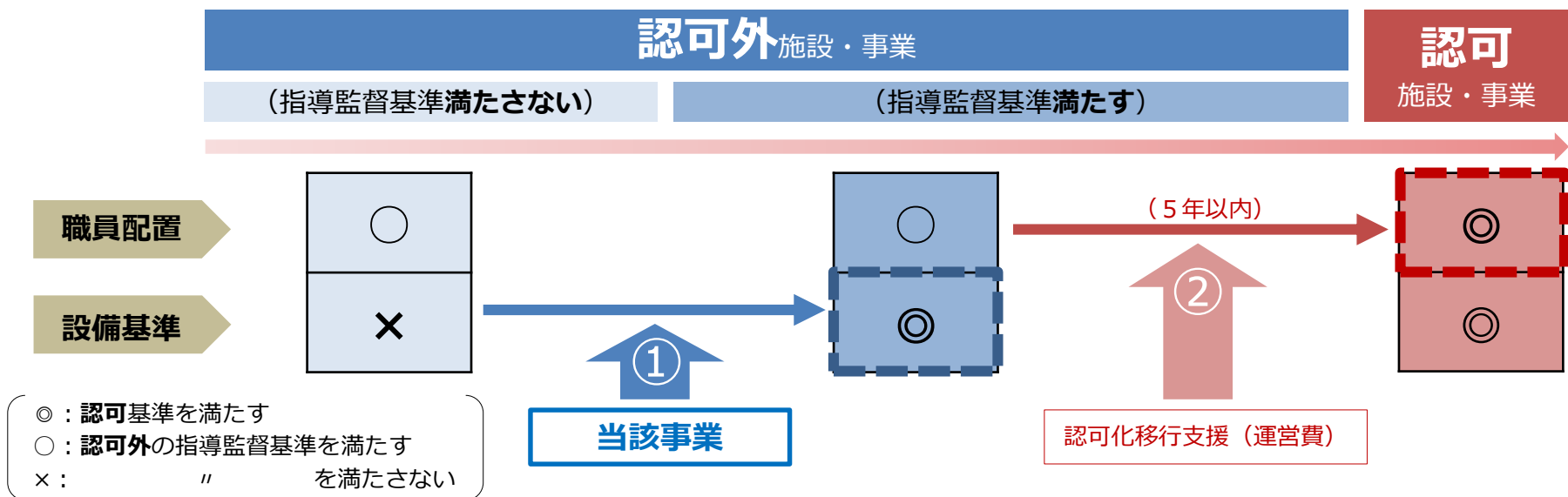
## <補助要件>

- 職員配置は指導監督基準を満たしていること（有資格者の配置1 / 3以上）。
- 設備基準については、改修費等の支援を受けることにより認可基準を満たすこと。
- 「認可化移行計画」を策定し、
  - ① 無償化猶予期間である2024年度までの間に指導監督基準（※）適合化を図ること  
(※) 職員配置、設備基準だけではなく、職員の健康診断の実施、消防計画の策定・訓練の実施など、他の要件も満たすこと。
  - ② 当該事業による補助を受けた後、2025年度までの間に認可化移行運営費支援事業による補助を開始し、補助を受けた時点から5年以内に認可施設・事業への移行を図ること  
により、段階的に認可施設・事業への移行を目指す。

【実施主体】 都道府県、市町村

【補助基準額（案）】 改修費等 1か所当たり 32,000千円、移転費等 1か所当たり 5,000千円

【補助割合】 国：1 / 2、都道府県、市町村：1 / 4、設置主体：1 / 4



# 保育所等の質の確保・向上のための取組強化事業

(保育対策総合支援事業費補助金 令和2年度予算：394億円の内数 → 令和3年度予算案：402億円の内数)

## 【事業内容】

保育所や認可外保育施設等の質の確保及び向上を目的として、保育所等が遵守・留意すべき内容や死亡事故等の重大事故の防止に関する指導・助言を行う「巡回支援指導員」の配置に要する費用や、保育所職員や巡回支援指導員等に対して、遵守・留意すべき内容や重大事故防止に関して必要な知識、技能の修得、資質の確保のための研修の実施に要する費用の一部を補助する。

【実施主体】都道府県、市区町村

【補助基準額（案）】・研修事業：1回当たり 353千円

・巡回支援指導事業：指導員1人当たり 4,062千円

【補助割合】国：1/2、都道府県・市区町村：1/2

## 質の確保・向上のための**研修**事業



### 【研修対象者】

保育所等に勤務する保育士等や保育士以外の職員、巡回支援指導員 等

### 【研修内容】

- ・ 保育所等が遵守・留意すべき内容
- ・ 保育中の事故防止、事故発生時の対応
- ・ 園外活動等における安全対策 等

## 質の確保・向上のための**巡回支援指導**事業



### 【主な指導内容】

- ・ 重大事故が発生しやすい場面、事故防止の取組、事故発生時の対応に関する助言・指導
- ・ 保育所等が遵守・留意すべき内容や利用料の便乗値上げの注意喚起
- ・ 指導監査・立入調査の事前準備などの実施補助や、監査後のアフターフォロー
- ・ 園外活動等における安全対策の実地指導